

～返戻金制度について～

提携事業所様(以下、甲と言う)と 株式会社 アメイジュ (以下、乙と言う)とは、
甲が採用する人材の紹介に関し、次の通り契約を締結する。丙とは求職者のこと。

(短期退職時の手数料の取扱い)

第8条 この契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。

《常勤雇用》

1ヶ月以内で退職した場合 100%に相当する額

3ヶ月以内で退職した場合 50%に相当する額

《非常勤》

1ヶ月以内で退職した場合 100%に相当する額

丙が、専ら甲都合の内定取り消し及び短期退職をすることとなった場合や、甲の職場環境に係り起因する問題(甲が丙と締結した労働条件明示書等の契約内容に異なる内容で丙を労働につかせる場合や異なる内容の待遇をする場合等も含め、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントのハラスメント等による離職の場合)により退職することとなった場合には、紹介手数料の返戻は行なわないものとする。

湘南国際アカデミー®
Shonan International Academy



株式会社アメイジュ
株式会社アメイジュ
藤沢市藤沢38-3
人財事業部雇用促進課:0466-55-2576